

特別区職員研修所からのご案内

11月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

研修名：中堅保育士（第2回）

日時（2日間）：

11月7日（金）9：00～17：00

11月20日（木）9：00～17：00

対 象：保育・子育て支援に携わる職務経験が概ね10年以上の職員

ねらい：保育園運営の中核を担う保育士として、期待される立場と職務の重要性を認識し、保育の資質向上に関する専門知識及び支援策を習得することにより、職務遂行能力の向上を図る。

内 容：・保護者対応 ・法的根拠書類としての視点に基づく保育記録の取り方
・危機管理 ・指導計画の立て方 など

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
課税②	11/17(月)・11/18(火)・11/19(水)・11/21(金)	住民税賦課事務を担当する職務経験2年程度の職員
環境衛生	11月下旬	環境衛生監視業務に従事する職員
障害者地域支援	11月下旬	障害者施策、障害者福祉に携わる職員
発達障害支援（演習）①	11/10(月)・12/1(月)	発達障害のある子どもへの支援に携わる職員、子ども家庭福祉行政に携わる職員
道路管理（認定）	11/25(火)・11/26(水)	道路管理の認定業務を担当する職務経験1～3年程度の職員
土壌汚染対策（用地管理）	11/13(木)	用地・管財・土木・学校・環境等の部署において、土壌汚染対策に関する事務を担当する職員
道路・橋梁	11/4(火)	道路・橋梁の維持管理業務を担当する職員
児童相談所関連研修		
児童福祉司任用後研修②	11月上～下旬	(1) 児童福祉司として任用後1年目の職員（前記根拠：児童福祉法第13条第9項） (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。
児童心理司（応用）Ⅰ	11月上旬	(1) 児童心理司 (2) 心理職として採用された職員 ※心理職としての実務経験があり基本的な用語、理論等をおおむね理解できている職員
子ども家庭福祉行政組織運営研修	11月中旬	(1) 児童相談所、こども家庭センターに勤務する管理監督職及び係長級職員 (2) 子ども家庭福祉、保健所・保健センター等に勤務する管理監督職及び係長級職員
児童心理司（応用）Ⅱ	11月中旬	(1) 児童心理司 (2) 心理職として採用された職員 ※心理職としての実務経験があり基本的な用語、理論等をおおむね理解できている職員
一時保護施設職員Ⅱ	11月下旬	(1) 一時保護施設職員 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上⑥	11/19(水)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・アプローチ⑤	11/17(月)・11/18(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
コミュニケーションスキルアップ⑤	11/18(火)	全 職 員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身につけたい採用2～6年目程度の職員
集客力を高めるチラシ・伝わる資料の作り方⑤	11/21(金)	主任以下の職員 ★区民向け講座などの企画や募集チラシ作成を担当する主任以下の職員
協働型リーダーシップ⑥	11/28(金)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
悪質クレームの法的対応②	11/5(水)	全 職 員 ★日常業務において対応する悪質なクレームについての知識を深め、法的対応について学びたい職員
チームリーダーとしての基礎力向上④	11/7(金)・11/26(水)	主任及び係長級の職員 ★(1) タイムマネジメント、危機管理、目標管理及び業務改善などのマネジメントスキルの基礎を効率よく体系立てて学びたい係長級の職員 (2) 係長昇任前にリーダーとしての必要な知識を学び、自身の職務遂行能力向上を図りたいと考えている主任の職員
サポート研修		
地方公務員法④	11/20(木)	1 級 職 の 職 員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
地方自治法④	11/12(水)	1 級 職 の 職 員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていききたい1級職の職員

※紙面の都合上、11月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部12月に実施する研修を含む。）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より1ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>）もご覧ください。（特別区職員研修所）